

審議事項（５） - 別添資料２
(内容は今後の審議により変更される場合があります)

注記情報一覧

１．中間連結財務諸表注記事項

連結の範囲等に関する記載（中間連結財務諸表規則第 10 条）

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する記載
（中間連結財務諸表規則第 11 条）

重要な後発事象の注記（中間連結財務諸表規則第 12 条）

追加情報の注記（中間連結財務諸表規則第 13 条）

セグメント情報の注記（中間連結財務諸表規則第 14 条）

リース取引に関する注記（中間連結財務諸表規則第 15 条）

有価証券に関する注記（中間連結財務諸表規則第 16 条）

デリバティブ取引に関する注記（中間連結財務諸表規則第 17 条）

継続企業の前提に関する注記（中間連結財務諸表規則第 18 条）

担保資産の注記（中間連結財務諸表規則第 19 条）

偶発債務の注記（中間連結財務諸表規則第 40 条）

手形割引高及び裏書譲渡高の注記（中間連結財務諸表規則第 41 条）

一株当たり純資産額の注記（中間連結財務諸表規則第 46 条）

特別法上の準備金等の注記（中間連結財務諸表規則第 47 条）

減損損失に関する注記（中間連結財務諸表規則第 62 条の 2）

一株当たり中間純損益金額等の注記（中間連結財務諸表規則第 65 条）

売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記（中間連結財務諸表規則第 68 条）

中間連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項（中間連結財務諸表規則第 80 条）

注記情報一覧

２．中間財務諸表注記事項

- 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の記載（中間財務諸表等規則第４条）
- 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更に関する記載（中間財務諸表等規則第５条）
- 重要な後発事象の注記（中間財務諸表等規則第５条の２）
- リース取引に関する注記（中間財務諸表等規則第５条の３）
- 有価証券に関する注記（中間財務諸表等規則第５条の４）
- デリバティブ取引に関する注記（中間財務諸表等規則第５条の５）
- 持分法損益等の注記（中間財務諸表等規則第５条の７）
- 継続企業の前提に関する注記（中間財務諸表等規則第５条の８）
- 追加情報の注記（中間財務諸表等規則第６条）
- 担保資産の注記（中間財務諸表等規則第２４条）
- 偶発債務の注記（中間財務諸表等規則第３１条）
- 手形割引高及び裏書譲渡高の注記（中間財務諸表等規則第３１条の２）
- 一株当たり純資産額の注記（中間財務諸表等規則第３６条の３）
- 特別法上の準備金等（中間財務諸表等規則第３７条）
- 営業外収益のうち、重要なものの注記（中間財務諸表等規則第４６条２項）
- 営業外費用のうち、重要なものの注記（中間財務諸表等規則第４７条２項）
- 特別利益のうち、重要なものの注記（中間財務諸表等規則第４９条２項）
- 特別損失のうち、重要なものの注記（中間財務諸表等規則第５０条２項）
- 減損損失に関する注記（中間財務諸表等規則第５０条の２）
- 一株当たり中間純損益金額等の注記（中間財務諸表等規則第５２条の２）
- 売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記（中間財務諸表等規則第５５条）
- 減価償却額の注記（中間財務諸表等規則第５６条）
- 中間キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項（中間財務諸表等規則第６２条）
- 外国会社が採用する会計処理基準に関する注記（中間財務諸表等規則第６４条）
- 外国会社が提出する中間財務書類の表示方法に関する注記（中間財務諸表等規則第６５条）

注記情報一覧

3. 半期報告書記載例：中間連結財務諸表における注記事項等

1. 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項（中間連結財規第 10 条第 1 項）

- ・ 連結の範囲に関する事項（連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称、主要な非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由等）
- ・ 持分法の範囲に関する事項（持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及びこれらのうち主要な会社等の名称等）
- ・ 連結子会社の中間決算日等に関する事項
- ・ 会計処理基準に関する事項
 - 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - 重要な引当金の計上基準
 - 連結会社の中間財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
 - 重要なリース取引の処理方法
 - 重要なヘッジ会計の方法
 - その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項
- ・ 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

2. 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項を変更した場合（中間連結財規第 11 条第 1 項）

- ・ 連結の範囲又は持分法の範囲を変更した場合には、その旨及び変更の理由
- ・ 会計処理の原則及び手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結財務諸表に与えている影響の内容
- ・ 表示方法を変更した場合には、その内容
- ・ 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結キャッシュ・フロー計算書に与えている影響の内容

3. 直前連結会計年度に会計処理の原則及び手続について変更が行われた結果、直前の中間期と当中間期の会計処理の原則及び手続に相違がある場合には、その旨及び当該変更の内容を注記（中間連結財規第 11 条第 2 項）

4. 重要な後発事象の注記（中間連結財規第 12 条）

注記情報一覧

5. 追加情報の注記（中間連結財規第 13 条）
6. セグメント情報の注記
 - ・ 事業の種類別セグメント情報（中間連結財規第 14 条第 1 項）
 - ・ 所在地別セグメント情報（中間連結財規第 14 条第 2 項）
 - ・ 海外売上高（中間連結財規第 14 条第 3 項）
7. リース取引に関する注記（中間連結財規第 15 条）
8. 有価証券に関する注記（中間連結財規第 16 条）
9. デリバティブ取引に関する注記（中間連結財規第 17 条）
10. 継続企業的前提に関する注記（中間連結財規第 18 条）
11. 中間連結貸借対照表に関する注記
 - ・ 担保資産（中間連結財規第 35 条）
 - ・ 偶発債務（中間連結財規第 40 条）
 - ・ 手形割引高及び裏書譲渡高（中間連結財規第 41 条）
 - ・ 1 株当たり純資産額（中間連結財規第 46 条）
 - ・ 特別法上の準備金等（中間連結財規第 47 条）
12. 中間連結損益計算書に関する注記
 - ・ 減損損失に関する注記（中間連結財規第 62 条の 2）
 - ・ 1 株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（中間連結財規第 65 条）
 - ・ 売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合（中間連結財規第 68 条）
13. 中間連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記
 - ・ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係（中間連結財規第 80 条）

注記情報一覧

中間財務諸表における注記事項

1. 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項（中間財規第４条）
 - ・資産の評価基準及び評価方法
 - ・固定資産の減価償却の方法
 - ・引当金の計上基準
 - ・外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 - ・リース取引の処理方法
 - ・ヘッジ会計の方法
 - ・中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲（中間連結財務諸表を作成している会社は、中間キャッシュ・フロー計算書は作成されないため（中間財規第５９条）、不要）
 - ・その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
2. 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項を変更した場合（中間財規第５条第１項）
 - ・会計処理の原則及び手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が中間財務諸表に与えている影響の内容
 - ・表示方法を変更した場合には、その内容
 - ・中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が中間キャッシュ・フロー計算書に与えている影響の内容（中間連結財務諸表を作成している会社は、中間キャッシュ・フロー計算書は作成されないため（中間財規第５９条）、不要）
3. 直前事業年度に会計処理の原則及び手続について変更が行われた結果、直前の中間期と当中間期の会計処理の原則及び手続に相違がある場合には、その旨及び当該変更の内容を注記（中間財規第５条第２項）
4. 重要な後発事象の注記（中間財規第５条の２）
5. リース取引に関する注記（中間財規第５条の３）
6. 有価証券に関する注記（中間財規第５条の４）

ただし、中間連結財務諸表を作成している場合には、子会社株式及び関連会社株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。）で時価のあるものに関する記載以外は不要（中間財規第５条の４第３項）

注記情報一覧

7. デリバティブ取引に関する注記（中間財規第 5 条の 5）
ただし、中間連結財務諸表を作成している場合には、記載不要（中間財規第 5 条の 5 第 1 項）
8. 中間連結財務諸表を作成していない場合には、関連会社に持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額を注記（中間財規第 5 条の 7）
9. 継続企業の前提に関する注記
10. 追加情報の注記（中間財規第 6 条）
11. 中間貸借対照表に関する注記
 - ・担保資産（中間財規第 24 条）
 - ・偶発債務（中間財規第 31 条）
 - ・手形割引高及び裏書譲渡高等（中間財規第 31 条の 2）
 - ・1 株当たり純資産額（中間財規第 36 条の 3）（中間連結財務諸表を作成している場合には、省略可能）
12. 中間損益計算書に関する注記
 - ・営業外収益及び営業外費用のうち重要なもの（中間財規第 46 条第 2 項、第 47 条第 2 項）
 - ・特別利益及び特別損失のうち、その金額が重要なもの（中間財規第 49 条第 2 項、第 50 条第 2 項）
 - ・減損損失に関する注記（中間財規第 50 条の 2）
 - ・1 株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（中間財規第 52 条の 2）（中間連結財務諸表を作成している場合には、省略可能）
 - ・売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合（中間財規第 55 条）
 - ・有形固定資産及び無形固定資産の減価償却額（中間財規第 56 条）
13. 中間キャッシュ・フロー計算書に関する注記
 - ・現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係（中間財規第 62 条）（中間連結財務諸表を作成している会社は、中間キャッシュ・フロー計算書は作成されないため（中間財規第 59 条）、不要）